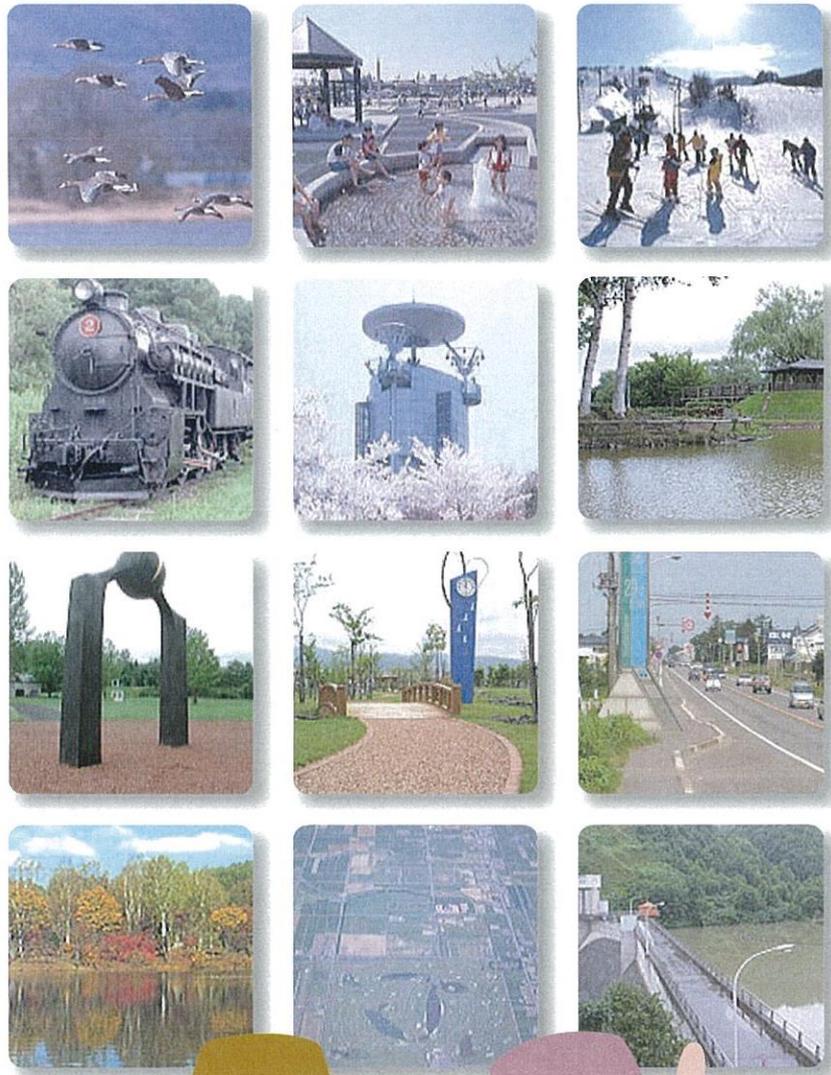


第2次 美唄市環境基本計画 (概要版)



令和3年
美唄市

第1章 基本的事項(計画書1~7頁)

計画策定の背景 (計画書2頁)

本市は北海道の中央部、札幌市と旭川市の間にあり、市の東部は豊かな森林が広がり良好な自然環境を有する丘陵地帯となっており、西部は米作を中心とした農耕地が広がる平野地帯となっています。また、西部にあるラムサール条約*登録湿地の宮島沼をはじめとした湖沼はマガンやハクチョウなどの渡り鳥の休息地となっており、非常に多くの野鳥が見られるなど豊かな自然に囲まれております。

わたしたちが生活の利便性や物質的な豊かさを追求することに伴い、廃棄物の増大などの都市型・生活型公害が発生しています。一方、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題が毎日のようにメディアを賑わせており、国をあげての対応が求められています。これらの環境問題は、わたしたちの環境に対する意識や行動と深く関わっています。

本市の緑豊かで多様な生物が生息する美しい自然環境は、わたしたち市民の貴重な財産であり、この美しい自然環境をより良い状態で次世代へ継承していくためには、本市の環境の現状を十分に把握し、環境保全の取組みをしていくことが必要です。また、地球温暖化などの地球規模の環境問題も身近な問題として捉え、この地球を守るための行動を行っていくことが重要です。このような取組みを推進し、より良い環境を未来へ継承していくため、「第2次美唄市環境基本計画」を策定します。

計画の目的 (計画書2頁)

本計画は、「美唄市美しきまちづくり条例」に基づいて策定するものであり、環境の保全に関する目標、基本的方向等を示し、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、「美唄市美しきまちづくり条例」の基本理念を具現化し、環境を保全するとともに、環境に配慮したまちづくりの推進に寄与することを目的とします。

関連する計画 (計画書3頁)

1. 国連の持続可能な開発目標 (SDGs)
2. 国の第五次環境基本計画
3. 北海道の環境基本計画

計画の期間 (計画書7頁)

本計画は、『第7期美唄市総合計画』と整合を図り、令和3(2021)年度を初年度とし、令和12(2030)年度を目標年次とする10年間の計画とします。なお社会情勢の変化や計画の達成状況など、本市の環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直します。

図 1-2 計画目標年度、計画期間

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
内容	計画開始年度									計画目標年度

第 2 章 美唄市の環境の現況と課題(計画書9~48頁)

【自然の環境】

本市は豊富な山林や農地を抱えており、近年は山林・農地ともに若干減少しています。またマガンやハクチョウなどの多数の渡り鳥が飛来する宮島沼を抱え絶滅危惧種である動植物も多数確認されています。一方で、野生化したアライグマなどによる農作物被害が発生しています。

市民意識を見ると、森や川などの自然の豊かさや、田や畑などの緑の多さに対する満足度が高いものの、10年前より環境が悪くなったとの回答も多くなっています。

また、前回のアンケート調査に比べ、全般的に森林や川などの自然を残すことや、田畑などの農地を守ることへの意向が高くなっているとともに、一人ひとりが環境問題にもっと関心を持つための施策への要望が多くなっています。

そこで、森林や河川の保全をはじめ、野生動物による農業被害の対策を引き続き行いながら、農地や宮島沼など現在の豊かな自然を守るとともに、市民一人ひとりが環境問題にもっと関心を持てるような施策や取り組みが必要です。

【まちの環境】

びばい湖や宮島沼などの自然景観の他、産業遺産群、指定文化財、埋蔵文化財などがあり、大気や水質、騒音などの公害に対する苦情はありません。しかしながら、この10年間において、茶志内本町の自動車騒音は基準値以内になりましたが、美唄川上流の大腸菌群数が依然として基準を超過しています。

市民意識を見ると空気のきれいさや静かさに対する満足度も高くなっていますが、ごみのポイ捨てや不適正な排出などにより、まちの景観美化に対する市民意識の向上への要望が高くなっています。

そこで、下水道接続率の向上や合併処理浄化槽*の整備推進などの生活排水対策や、ごみのポイ捨て対策などの環境美化活動、野焼きをしないことなど、啓発などを中心に市民意識の向上に向けた取り組みが引き続き必要です。

また、人口減少に伴い、空き家、空き地が多くなっており、危険性や環境悪化を防ぐための対策が必要なことから、まちの環境をより良くしていくために関係機関と連携した取り組みが必要です。

【循環の社会】

市民一人当たりのごみの排出量は全道平均よりも若干少なくなっており、また、平成27年に生ごみ堆肥化施設を建設し、市内から排出された生ごみを堆肥化しているため、リサイクル率が大きく向上しましたが、全道平均よりも若干低くなっています。

市民意識を見ると、ごみの分別やレジ袋をもらわないことの意識は高く、また、近年のプラスチックごみ海洋汚染問題に伴う、本年7月開始のレジ袋有料化により、リサイクルの意識が一層高まるものと考えられますが、アンケート調査の結果では、ごみの削減に向けた分別の分類増加へ、賛成割合が高い一方、回収経費が増加する場合は行わない方がよい割合も高く、加えて、高齢化により分別が困難との意見もありました。

そこで、ごみの分別のさらなる徹底や、リサイクルの理解を深めるため、出前講座や分別説明会の開催を引き続き実施するとともに、新たな分別分類の検討を行い、ごみの排出量の削減と、生ごみ堆肥の利用促進などによってリサイクル率の向上を図り、また、併せて高齢者への対策についても関係機関と連携して、取り組んでいくことが必要です。

【地球の環境】

新エネルギーの一つである雪氷熱*エネルギーを利用した施設は13箇所あり、全国的にも先行しています。10年前と比べ、一人当たりのガス供給量や水道給水量は横ばいとなっており、一人一日当たりの電灯使用量と、公共交通の利用者は減少しています。

市民意識を見ると、節電や節水などの取組みに対する意識は比較的高くなっており、事業者においては、10年前に比べ、低公害車の導入割合が高くなっています。

そこで、地球温暖化をはじめとする地球環境問題に関する様々な情報を関係機関と連携しながら市民へ提供し地球環境問題への意識の高揚を図っていくことが必要です。

【環境学習・行動】

環境学習や環境保全活動への参加率は依然低く、前回の調査同様に市民への啓発が少ない、市民同士が交流できる場所が少ないなどの意見があります。また、本市の自然環境やごみ問題などの身近な環境問題や、普段の生活で取り組める環境保全の方法についての情報提供の要望が多くなっています。

そこで、環境問題に関する情報提供を充実させるとともに、関係機関と連携しながら、環境学習や環境教育の機会を増やし、市民一人ひとりが環境問題にもっと関心を持てるような取組みを推進していくことが必要です。



第3章 望ましい都市像、基本目標と基本方針

(計画書49～51頁)

【望ましい都市像】

豊かな自然、快適な生活、資源を循環利用する社会を共に創り、
未来に継承するまち

【基本目標】

豊かな自然と親しみ共生し、未来に継承するまち
(自然の環境)

気持ちよく安心して暮らせるまち
(まちの環境)

ごみを減らし、資源を循環利用するまち
(循環の社会)

地域から地球へ、みんなが未来のために行動するまち
(地球の環境)

みんなで学び、参加し、行動するまち
(環境学習・行動)

本市の持つ豊かな自然の継承、毎日の暮らしの快適さ、資源を有効に利用して地球環境にもやさしい循環型の社会、これらを市民・事業者・市の協働により実現するという趣旨により、望ましい都市像を「豊かな自然、快適な生活、資源を循環利用する社会を共に創り、未来に継承するまち」と決めました。

本市の持つ豊かな自然を維持し、これを将来の世代へ継承していくことが、現在のわたしたちの務めです。現在の自然環境を保全するとともに、より自然とふれあえる場を創出し、そこに生息する多様な生物や自然と共生できるまちづくりを進め、この環境を将来世代へ継承していきます。

市民みんなが健康で安心して暮らしていくことは、わたしたちの願いです。公害のない、きれいな空気、きれいな水辺を維持していくとともに、癒しの場である美しい景観、身の回りの公園・緑地、歴史や文化を大切にし、市民が快適に、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

資源となるものを積極的にリサイクルし、ごみとなるものを極力減らしていくことは、限りある資源の中で暮らしているわたしたちの務めです。市民一人ひとりのライフスタイルを見直して資源を効率的に利用し、また再使用、再生利用に努め、環境への負荷の少ない循環型の社会*を構築していきます。

温室効果ガス排出量の増加による地球温暖化は、自然災害の増加など、地球の環境に対して様々な影響を引き起こしています。この地球温暖化を防止するため、国は、現行の「エネルギー基本計画」を大幅に見直し、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」方針を示しました。

この「脱炭素社会」の実現は大きな課題ですが、石炭火力などの発電、自動車や航空機による移動、暮らしや産業のさまざまな場面で発生している「温室効果ガス」の削減のために、長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換し、太陽や風力などの再生可能エネルギーの普及を図るための新たな制度の創設など、2050年の脱炭素社会の実現に向け取り組んで行くこととしています。

一方、地球温暖化に限らず、オゾン層*の破壊や酸性雨、生物多様性*の損失など、地球規模の様々な問題が起こっています。わたしたちが暮らしている地球を、将来に亘って住みよい場所にしていくことは現在のわたしたちの務めです。わたしたちの日々の暮らしが地球の環境へ影響していることを意識し、ライフスタイルや事業活動を地域から見直してみんながエネルギーを効率的に利用する環境負荷の少ない社会を構築していくことを目指します。

より良い環境を創っていくためには、市民・事業者・市が協働し、みんなで行動していくことが必要です。わたしたちの日々の行動が、環境に対してどのような負荷を与え、どのように行動することでこれを小さくできるのかをみんなが知り、様々な活動へ参加し、行動するまちづくりを進めます。

美唄市リサイクルセンター



エコの丘びばい



第4章 基本目標を実現させるための取組み

(計画書55～75頁)

1.豊かな自然と親しみ共生し、未来に継承するまち(計画書55～59頁)

市の取組

(1)豊かな森林・農地を守り育てる

- ◇森林による二酸化炭素*の吸収なども考慮し、美唄市森林整備計画に基づき、市民や民間団体とともに、森林整備や保全活動を進めます。
- ◇農薬や化学肥料の適正使用など、クリーン農業をさらに推進します。
- ◇安全な農産物を地元で消費する「地産地消」運動を推進します。
- ◇多面的機能支払交付金事業の活動を支援していきます。
- ◇新たな農業への就農、後継者対策など農業の担い手の育成に努めます。
- ◇グリーンツーリズム*など、農作業体験を通して自然とふれあえる場の整備を推進します。

(2)多様な生物と共生する

- ◇希少な野生生物の盗掘や密猟などを防止するための啓発活動を推進します。
- ◇天然記念物のマガン、希少動物の保護などの監視・通報体制について、関係機関と連携の充実を図ります。
- ◇野生動植物の生息環境として、健全な森林・農地・緑地の保全を推進します。
- ◇外来種*の情報提供や外来種*問題の普及啓発などにより、美唄の生態系等に悪い影響を与えるおそれのある外来種*の野生化を防止するとともに、アライグマなど野生化した侵略的外来種*の駆除等の対策を推進します。
- ◇エゾシカ・ヒグマ・キツネなどの野生動物による農林業などへの被害防止対策を進めるとともに、野生動物との共存を図っていきます。

(3)ふれあえる自然環境を創出する

- ◇宮島沼など市内の湿地環境の適正な保全を図ります。
- ◇森林、公園、農村地区など、今ある自然環境を適正に保全します。
- ◇美唄市の自然とふれあうことのできる姿として推進します。

市民の取組

(1)豊かな森林・農地を守り育てる

- ◇市域内の森林や植物に関する正しい知識とマナーを身につけます。
- ◇植林等のボランティア活動に参加、協力します。
- ◇森林による二酸化炭素*吸収機能について理解します。
- ◇地元で生産された有機栽培や減農薬栽培などの安全な農産物を積極的に購入します。

(2)多様な生物と共生する

- ◇身近な動植物を大切にし、野生動植物の生息環境の保全に努めます。
- ◇身近な動植物調査や観察会に参加・協力し、自然が環境に果たす役割や生物との共存について学び、考えていきます。
- ◇外来の動植物を自然に放棄しません。

(3)ふれあえる自然環境を創出する

- ◇登山、ハイキングなどを通じて自然とのふれあいを大切にします。
- ◇フットパスの利用や自然環境を適正に保全します。

事業者の取組

(1) 豊かな森林・農地を守り育てる

- ◇山林等の開発を行う場合は開発区域を最低限にとどめ、既存の樹林地などの保護に努めます。
- ◇保有している山林は放置せず、間伐、下草刈りなど手入れを行います。
- ◇植林等のボランティア活動に参加、協力します。
- ◇森林による二酸化炭素*吸収機能について理解します。
- ◇有機肥料の利用による土づくりに努めるなど、環境と調和した安全で高品質な農産物を安定的に生産できる農業を目指します。
- ◇農村と都市間の交流体験の場を提供し、地域の農業をPRします。
- ◇農薬を使用する場合は、農薬の散布を必要最小限とするなどにより、環境への負荷を低減します。

(2) 多様な生物と共生する

- ◇開発行為などの事業の実施にあたっては、自然への影響を可能な限り回避、最小化し、在来樹種を使った緑化や多自然型工法*の導入などにより、野生動植物の生息環境の保全に努めます。

2. 気持ちよく安心して暮らせるまち(計画書60~66頁)

市の取組

(1) 親しみある公園・緑地を創出する

- ◇公園緑地への花卉や樹木の植栽を推進します。
- ◇公園緑地や街路樹などの適切な維持管理や、整備・改修を実施します。
- ◇美唄の豊かな自然資源を活かし、公園を整備・保全していきます。
- ◇公園については、市民との協働による維持管理を推進していきます。
- ◇「美唄市地域緑化推進計画」等に基づき、緑環境の保全や創出に関する施策を推進します。
- ◇市民に、緑化に関する正確な情報を提供し、緑化意識の向上、植栽に関する知識の普及等を促進していきます。
- ◇市民記念植樹や緑化イベントの開催などにより、都市の快適さについての市民意識の向上を図り、市民参加による緑豊かなまちづくりを推進します。

(2) きれいな大気を保全する

- ◇公用車への低公害車の導入を推進するとともに、市民・事業者へも低公害車の導入を啓発していきます。
- ◇公共交通機関の利用による自動車交通量の低減を図るとともに、徒歩、自転車利用を促進する施策を推進します。
- ◇市民・事業者に対し、ごみの野焼きの禁止について啓発していきます。
- ◇日常生活や事業活動から排出される大気汚染物質等の削減を啓発し、空気のきれいなまちづくりを推進します。

(3) きれいな水を守り創っていく

- ◇河川敷周辺の清掃などにより、美しい河川を確保していきます。
- ◇河川の水質を測定し、河川水質の定期的な監視を継続していきます。
- ◇河川や沼などの水辺について、親水空間としての整備を検討していきます。
- ◇下水道供用開始区域内では、下水道への接続を促進します。
- ◇市民への水洗化の周知、融資制度や水洗化工事に関する相談指導を行います。
- ◇下水道未整備地区では合併処理浄化槽*への切り替えを促進し、水質汚濁を防止します。
- ◇浄化槽*使用者に対して、浄化槽*の適切な維持管理を指導します。

(4)不快な騒音・振動などをなくす

- ◇自動車騒音についての国等の調査結果を確認し、環境基準を超過している場合には、この改善について関係機関と協議していきます。
- ◇家庭生活にともなう騒音防止対策の啓発に努めます。
- ◇騒音や振動の発生する建設工事等に対しては、「騒音規制法」や「振動規制法」に基づく規制基準を守るよう指導を徹底します。
- ◇法に基づく特定施設以外の工場・事業場に対しても、著しい騒音・振動を発生させないよう指導・啓発を行います。

(5)美しい景観、貴重な文化財を保全・活用する

- ◇公共建築物等は周囲の景観に配慮するとともに、豊かな景観の形成に努めます。
- ◇農地については、防風林などの自然環境や地形を生かした景観づくりを進めるなど、田園景観の確保を図ります。
- ◇郷土の歴史に対し、理解を深める事業を推進します。
- ◇歴史的な建造物や文化財などの保存と活用を図ります。
- ◇交流施設等のマップや行事案内の整備を推進します。
- ◇監視・指導体制の充実とパトロールの強化や意識の啓発により、不法投棄の未然防止に努めます。
- ◇不法投棄等が見つかった場合は、関係機関と連携して厳正かつ適切な対応に努めます。
- ◇ごみのポイ捨て防止、ペットのふんの処理などについて啓発を進め、きれいなまちづくりを推進します。
- ◇空き地などが荒地化しないよう、土地所有者に対する適正管理の指導や、地域と連携した環境美化などを行います。
- ◇民間団体の行う環境美化運動を支援します。
- ◇3R*推進委員体制を確立し、地域におけるごみの減量、リサイクルなどを推進します。

市民の取組

(1)親しみある公園・緑地を創出する

- ◇公園などの身近な緑を大切にします。
- ◇緑や花を育てるための地域の緑化活動や公園の整備などに積極的に参加・協力します。
- ◇庭に植物を植えるなど、家庭内の緑化に努めます。

(2)きれいな大気を保全する

- ◇マイカーの購入の際は、低公害型のものを選びます。
- ◇自動車利用時は、アイドリングストップを行います。
- ◇できるだけマイカーの使用を控え、バスなどの公共交通機関や自転車を利用します。
- ◇ごみの野焼き*は行いません。

(3)きれいな水を守り創っていく

- ◇川岸や側溝などの清掃活動へ参加・協力します。
- ◇合成洗剤や油など、水質を悪化させる原因となるものは流さないように心がけます。

(4)不快な騒音・振動などをなくす

- ◇楽器やオーディオ機器などは、時間や場所などを考え、迷惑のかからない使い方をします。
- ◇車を運転する際は、急発進やカーステレオの音、夜間のエンジン音などに配慮し、迷惑とならないように気をつけます。

(5)美しい景観、貴重な文化財を保全・活用する

- ◇美唄の歴史と文化を学び、大切にします。

- ◇地域行事や文化活動、文化財を保護するための取り組み等に積極的に参加するとともに、伝統文化を継承します。
- ◇まちの美化活動に積極的に参加・協力します。
- ◇ペットボトル、空き缶、タバコの吸い殻などを公共の場所に捨てないようにします。
- ◇ごみの持ち帰りを徹底します。
- ◇空き地管理者は、空き地の適正管理に努めます。
- ◇犬や猫などの排せつ物の処置について、地域に迷惑をかけない飼育に努めます。

事業者の取組

(1) 親しみある公園・緑地を創出する

- ◇事業所の敷地などの植栽または緑化をします。

(2) きれいな大気を保全する

- ◇業務用自動車などは、低公害車を導入するよう努めます。
- ◇自動車利用時は、アイドリングストップを実施します。
- ◇マイカー通勤を控え、バスなどの交通機関や自転車の利用を推進します。
- ◇事業活動において焼却を行う場合は、適切な排ガス対策を行います。
- ◇ボイラーなどの燃焼機器の更新の際には、環境への負荷の少ないものを選択します。

(3) きれいな水を守り創っていく

- ◇水辺の緑化や美化活動に参加・協力するとともに、保護・保全について考えます。
- ◇事業活動に伴う排水を適正に管理します。

(4) 不快な騒音・振動などをなくす

- ◇事業活動において、騒音や振動を発生させないよう配慮します。
- ◇くい打ちなどの建設作業の際は、騒音や振動が規制基準を下回る工法を選択します。
- ◇事業活動で悪臭発生が予想される場合には、悪臭防止策を講じ、悪臭公害の未然防止を図ります。

(5) 美しい景観、貴重な文化財を保全・活用する

- ◇建物の新築や改築にあたっては、周囲の景観との調和について配慮します。
- ◇清掃活動や環境美化活動へ協力します。



国連SDGsロゴ

3.ごみを減らし、資源を循環利用するまち(計画書67~70頁)

市の取組

(1)ごみを減らす

- ◇簡易包装キャンペーンの実施などにより、過剰包装を抑制するため、買い物袋の持参（マイバッグ運動）を推進し、ごみの減量化を促進します。
- ◇使い捨て製品の購入を抑制し、長期間使用できる製品や詰め替え製品、再生品、環境ラベル製品の購入・利用を促進します。
- ◇ごみの分別排出を徹底するため、出前講座・分別説明会の開催及びサンアール推進員や消費者協会と連携した活動を実施し、ごみの減量化を促進します。

(2)資源となるものを有効に利用する

- ◇ごみの分別区分パンフレットやごみカレンダーなどを配布してごみの分別の徹底を指導し、再資源化、処理の効率化などを促進します。
- ◇民間団体等による資源回収を促進します。
- ◇フリーマーケットの開催やリサイクルショップとの協働などにより、不要品を交換できる場を提供します。
- ◇リサイクルに関する情報の収集、提供や、体験学習会や施設見学会を開催し、意識の向上を図ります。
- ◇商店と連携して、店頭におけるトレイなど資源物の回収場所の拡大や情報の提供に努めていきます。
- ◇飲食店における割り箸の資源化について検討していきます。
- ◇廃食用油をはじめとし、新たな品目の資源化が行われる場合には、その情報を市民へ提供し、リサイクルを推奨していきます。
- ◇可燃ごみのリサイクルなどについて検討していきます。

市民の取組

(1)ごみを減らす

- ◇買い物袋の持参や容器・包装の少ない商品を購入するよう努めます。
- ◇使い捨て商品の購入を控え、耐久性の高い商品や詰め替え型の商品、エコマーク商品やグリーンマーク商品などの環境ラベル商品を購入・利用し、ごみの減量化に努めます。
- ◇ごみステーションをきれいに利用します。

(2)資源となるものを有効に利用する

- ◇ごみの分別をしっかりと行い、資源ごみの回収に協力し、リサイクルできるものはしっかりとリサイクルするよう意識付けを行っていきます。
- ◇町内会などによる資源ごみの回収に協力します。
- ◇フリーマーケットやリサイクルショップを利用します。
- ◇生ごみの水きりや堆肥化を行うなど、家庭から排出される生ごみの減量化に努めます。
- ◇用紙類の再利用、古紙の分別、再生紙の利用に努めます。
- ◇廃食用油などの再利用に協力します。

事業者の取組

(1)ごみを減らす

- ◇事業活動の中で、できるだけごみを出さないよう努めます。
- ◇再生品販売コーナーの設置や再生品の表示方法を検討します。
- ◇事務用品は、エコマーク商品やグリーンマーク商品などの環境ラベル商品を使用し、使い捨て商品はできるだけ使用しません。
- ◇従業員一人ひとりが分別ルールをきちんと守ります。

(2)資源となるものを有効に利用する

- ◇事業所内のごみの分別を徹底し、資源ごみの回収に協力します。
- ◇事業活動の中で発生する廃棄物の再資源化に努めます。
- ◇用紙類の再利用、古紙の分別、再生紙の利用に努めます。
- ◇廃食用油などの再利用に協力します。
- ◇建築資材など、できるだけ再利用可能なものを使用するように努めます。

4.地域から地球へ、みんなが未来のために行動するまち (計画書71~74頁)

市の取組

(1)地球温暖化を防止する

- ◇地球環境の現状や温暖化防止に対する取組みなどについての情報を収集し、市民・事業者へ提供していきます。
- ◇エコドライブ*の啓発を行います。
- ◇公共交通機関を積極的に利用するよう啓発を行います。
- ◇再生可能エネルギーに関する情報を収集し、市民・事業者へ提供します。
- ◇雪氷熱*エネルギーなど地域特性にあったエネルギーやエネルギーの効率的な利用についての研究、開発を産官学民の協力で推進します。
- ◇住宅・建築物の省エネルギー改修、ESCO 事業*の活用を促進します。
- ◇節電や節水など、家庭や事業所での省エネルギー・省資源に関する啓発を行います。
- ◇ペレット*など環境負荷の小さい暖房方式の普及を検討していきます。

(2)地球の環境を守る

- ◇酸性雨の現状や取組みなどの情報を収集し、市民・事業者へ提供していきます。
- ◇オゾン層*破壊の現状や取組みなどの情報を収集し、市民・事業者へ提供していきます。
- ◇生物多様性*の減退や生態系の破壊の現状や取組みなどの情報を収集し、市民・事業者へ提供していきます。

市民の取組

(1)地球温暖化を防止する

- ◇自動車利用時は、エコドライブ*（アイドリングストップ、急発進・急加速しないなど）を行います。
- ◇マイカーの使用を控え、バスなどの公共交通機関や自転車を利用します。
- ◇住宅における採光の工夫やソーラーシステムの導入など、できるだけ太陽光を利用します。
- ◇電気製品の購入の際は、省エネルギー型のもを選びます。
- ◇省エネルギー型のライフスタイルを実践し、節電や燃料の節約に努めます。

- ◇雨水やお風呂の残り湯を利用し、節水に努めます。
- ◇住宅の新築や改築の際は、高气密・高断熱のものにします。

(2) 地球の環境を守る

- ◇酸性雨やオゾン層*の破壊、生物多様性*の減退などの地球環境問題に関する理解を深めます。

事業者の取組

(1) 地球温暖化を防止する

- ◇自動車利用時は、エコドライブ*（アイドリングストップ、急発進・急加速しないなど）の実施を指導します。
- ◇マイカー通勤を控え、バスなどの交通機関や自転車を利用します。
- ◇事務所の採光の工夫やソーラーシステムの導入など、できるだけ太陽光を利用します。
- ◇OA 機器の導入の際は省エネルギー型のもを選び、節電に心がけて効率的に使用します。
- ◇事業場の効率的なエネルギー利用に努めます。
- ◇雪氷熱*エネルギーなどの新エネルギーの利用について検討をしていきます。
- ◇冷暖房機は適温で使用します。
- ◇事業活動において節水に努めます。
- ◇事務所の新築や改築の際は、高气密・高断熱のものにします。

(2) 地球の環境を守る

- ◇酸性雨やオゾン層*の破壊、生物多様性*の減退などの地球環境問題に関する理解を深めて、事業活動に活かしていきます。

5. みんなで学び、参加し、行動するまち(計画書75~78頁)

市の取組

(1) 環境教育・環境学習を推進する

- ◇家庭・学校・NPO 等の民間団体・事業者・行政など様々な主体の連携・協働による環境教育を推進します。
- ◇学校教育の一環として社会科副読本を配布・活用するほか、校内におけるリサイクル活動を推進します。
- ◇食を通して農産物等が育った環境や食生活などについて考える食育を推進します。
- ◇市内の研究機関を通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む木育を推進します。
- ◇市街地周辺での自然観察会、環境クラブなどにより、自然の大切さを学ぶ機会を活発化します。
- ◇環境教育、環境学習を通じて、食品ロスの周知徹底を図るとともに、食品ロス削減を推進します。
- ◇校外における子供の自主的な取組を推進します。
- ◇環境関連団体などと連携し、学べる機会を設けていきます。
- ◇環境アドバイザーなど、環境に関する人材育成を推進します。

(2) 環境に関する啓発・情報提供を充実する

- ◇環境に関するイベントを実施し、環境に対する意識の向上を図ります。
- ◇ホームページや広報紙により、日常生活や事業活動が環境へ与える影響や地球規模の環境問題

についての情報を提供していきます。

◇環境に関するパンフレットやガイドブックなどの作成・配布により、環境情報の提供を推進します。

(3) 環境保全活動を推進する

◇法規制の動向や、より広域的な環境の状況・取組などについての情報を収集するため、国や北海道などの関係機関とのネットワークづくりを推進します。

◇本市周辺の環境の状況・取組などについての情報を収集するため、周辺自治体とのネットワークづくりを推進します。

◇市民全体全員が参加できる環境イベント等を開催し、環境保全活動への参加を促進します。

◇町内会などと協力し、地域における環境保全活動への市民参加や協働の機会の確保に努めます。

◇事業者の環境に配慮した製品の製造を促進するとともに、環境に配慮した製品の購入・使用を促進します。

◇環境保全活動を積極的に行っている事業者を公表します。

◇市民、事業者、市民団体と協働して環境学習会や環境に関するイベントなどを開催します。

市民の取組

(1) 環境教育・環境学習を推進する

◇町内会や市民団体による環境教育・環境学習の実施に努めます。

◇環境に関する学習会や観察会、環境保全活動などに積極的に参加するとともに、出前講座などを利用して環境問題への理解を深めます。

◇身の回りだけではなく、様々な環境問題にも関心を深めるようにします。

(2) 環境に関する啓発・情報提供を充実する

◇環境家計簿*を活用し、日常生活での環境への負荷の程度を把握します。

◇新たな環境問題について、自ら情報を収集し、知識を深めます。

(3) 環境保全活動を推進する

◇日常生活の中で、環境とのかかわりを意識し、環境にやさしい生活を心がけます。

◇地域環境づくりや環境保全活動などに積極的に参画し、地域全体の快適な環境づくりを進めます。

◇環境教育や環境学習及び環境保全活動に率先して参加します。

事業者の取組

(1) 環境教育・環境学習を推進する

◇事業所内で、従業員に対する環境教育・環境学習の実施に努めます。

(2) 環境に関する啓発・情報提供を充実する

◇事業所の保有する環境に関連する情報を、市民や市に提供します。

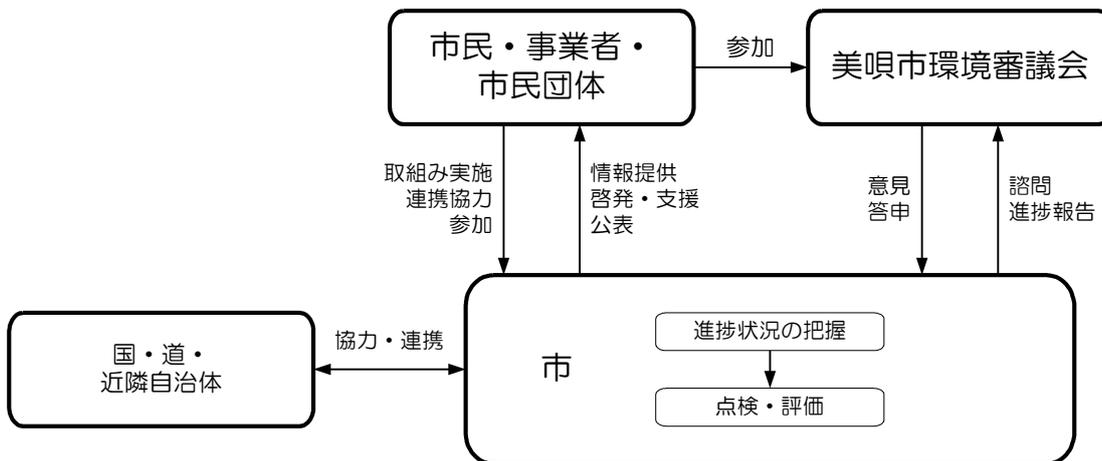
◇社内誌やパンフレットなどにより、従業員に対して定期的に環境問題に関する情報を提供します。

(3) 環境保全活動を推進する

◇環境保全活動に積極的に参加します。

第5章 計画推進体制、進行管理(計画書79~82頁)

計画の推進・進行管理



●計画の推進体制の確立

市民・事業者等の代表により構成されている美唄市環境審議会は、本計画の進捗状況についての意見や提言を行うとともに、市長の諮問に応じて計画の見直しについての審議や答申を行います。

市民・事業者等は市と協働し、市からの情報提供や啓発、支援等を受け、環境の保全及び創造に関する取組みを推進していきます。

●進捗状況の点検・評価

計画の推進を図るためには、適切な進行管理が必要です。そのため、本計画で掲げている個々の事業や施策、市民・事業者の取組み等の進捗状況については年度ごとに把握し、点検・評価を行います。

●計画の進捗状況の公表、見直し

計画の進捗状況については、ホームページや「美唄市の環境の概要」等を利用して市民及び事業者へ公表、報告していきます。

環境審議会では、毎年の報告を受け、強化すべき点等の指摘を行うとともに、5年に1度程度、具体的な見直し方針等を指示します。市はこれを受け実施施策の見直し等について検討していきます。

なお、環境に関する国内外の動向や社会経済情勢の変化、技術革新などの状況等に適切に対応するため、計画期間にとらわれず必要に応じて見直しを図ります。

第2次 美唄市環境基本計画 概要版

令和3年発行

美唄市市民部生活環境課

〒072-8660

美唄市西3条南1丁目1番1号

TEL 0126-62-3145

FAX 0126-62-1088

<http://www.city.bibai.hokkaido.jp/>（美唄市ホームページ）